

令和6年度 更別村学童保育所の入所案内について

村では、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の学童保育所への入所について、下記の日程により申込を受付いたしますので、ご希望の保護者の方はこの案内をご覧の上、お申込ください。

- 1 申込対象施設 **更別村学童保育所**
〒089-1532
河西郡更別村字更別南1線97番地17（緑町）
※申込の提出先は異なります。「7 提出先」をご覧ください。
- 2 申込受付期間 **令和5年12月22日（金）～令和6年1月26日（金）**
（土日祝日を除く、開庁日に限ります。※12/29～1/3は閉庁日）
※裏面「7 必要書類」の【保育を必要とする理由ごと】の書類及については**令和6年2月9日（金）**を提出期限とします。
- 3 申込受付時間 **8時30分～12時00分、13時00分～17時15分**
（勤務等の都合により、受付時間内にお越しいただけない場合は、事前に子育て応援課までご相談ください。別途対応いたします。）
- 4 利用定員 **80名**
- 5 学童保育料 **月額2,500円**
 - ・1日でも利用した場合には2,500円徴収いたします。
 - ・1ヶ月に1度も通所しない場合でも、前月末までに休所届の提出がない場合には学童保育料を徴収します。
- 6 申込要件 次の（1）（2）に該当している方のみ申込をすることができます。
 - （1）更別村に住民登録があること
 - （2）保護者が、保育を必要とする次の事由のいずれかに該当していること（同居の祖父母等についても同様）
 - ①居宅内外で労働することを常態としていること
 - ②妊娠中、出産後間もない
 - ③疾病、負傷、精神又は身体の障がい
 - ④同居親族等の看護、介護
 - ⑤災害の復旧に従事
 - ⑥その他村長が認める場合

7 必要書類

【全員共通】

- 学童保育所入所申請書（☆）
- 確認票（学童保育所用）（☆）

【保育を必要とする理由ごと】

- 就労証明書（就労の場合）（☆）
- ※自営業の方についても提出の必要があります。
- 母子手帳の写し（妊娠中、出産後間もない場合）
 - 医師の診断書（疾病、看護・介護等の場合）
 - 罹災証明等（災害復旧の場合）

（☆）の様式については、子育て応援課または更別村学童保育所でお受け取りいただけます。

8 提出先

更別村 子育て応援課

河西郡更別村字更別190番地1 福祉の里総合センター内

（更別村国保診療所となり、保健福祉課と同じ場所です）

※原則、窓口での提出のみ受付いたします。郵送による受付はできませんのでご注意ください。